

## 函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市における、小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、商工会議所および商工会が行う小規模事業者の経営または技術の近代化促進のための事業および小規模事業者の振興と安定に資するための事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所をいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会をいう。
- (3) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

### (補助対象事業および補助金の額)

第3条 補助金は、商工会議所および商工会（以下「商工会議所等」という。）が行う小規模事業者の経営または技術の改善発展のために行う「経営改善普及事業」に要する経費について、別表の補助対象経費の区分および補助算定基準により算定した額に基づき、予算の範囲内で交付する。ただし、市の交付する補助金の額は、別表のそれぞれの補助対象経費の額の合計額から、当該事業について北海道が交付する補助金の額の合計額を控除した額を超えないものとする。

2 次に掲げる商工会議所等が前項に掲げる事業を行う場合は、同項の規定にかかわらず、市長が定める額の補助金を交付する。

- (1) 平成16年12月1日以後の市の廃置分合に伴い新たに補助金の交付の対象となった商工会議所等
- (2) 補助金の交付の対象であった商工会議所等が商工会議所法もしくは商工会法の規定に基づき合併をした場合における合併後存続する商工会議所等または合併によって成立する商工会議所等

(3) 補助金の交付の対象であった商工会議所等が解散した場合における当該商工会議所等の地区を新たに地区に加える商工会議所等

第4条 補助事業が完了したときは、実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第5条 市長は、実績報告書により報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をしたときは、その額を通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱の補助金の交付の申請、決定等については、この要綱に定めるもののほか、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和53年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度からの補助金について適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費の区分	補助算定基準
北海道小規模事業指導推進費補助金交付要綱に定める 経営改善普及事業に要する経費のうち人件費	100分の10以内
北海道小規模事業指導推進費補助金交付要綱に定める 経営改善普及事業に要する経費のうち事業費	100分の25以内